

WaaS 共創コンソーシアム規約

2023 年 4 月 1 日制定

2025 年 6 月 4 日改定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本コンソーシアムは、「WaaS 共創コンソーシアム」と称する。(英文名：WaaS Co-creation Consortium、略称：WCC、以下、「本コンソーシアム」という)

(目的)

第 2 条 “Well-being as a Service” (以下、WaaS®という。) を実現する発展版オープンイノベーション・プラットフォームを形成し、当該プラットフォームにおける移動×空間価値を再定義する取り組みを通じて、WaaS®の社会実装に向けた取り組みを推進することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、以下の事業を行うものとする。

- (1) 移動×空間価値のイノベーションに向けた情報の収集・発信
- (2) 移動×空間価値に関する社会ニーズの集約
- (3) 移動×空間価値に資する技術シーズの集約
- (4) 移動×空間価値のイノベーションを推進する為の実証実験の実施
- (5) その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

第 2 章 ステアリングコミッティ

(構成員、員数及び選任)

第 4 条 本コンソーシアムには、本コンソーシアムの意思決定機関として、ステアリングコミッティを置くものとし、ステアリングコミッティ委員長 1 名、ステアリングコミッティ委員 (総称して、以下「ステアリングコミッティメンバー」という。) 及び事務局長 1 名で構成する。なお、必要に応じてステアリングコミッティメンバーとしてステアリングコミッティ副委員長を置くことができる。ステアリングコミッティ副委員長の任期はステアリングコミッティ委員長が都度定める。

2 ステアリングコミッティ委員長及び事務局長は、東日本旅客鉄道株式会社 (以下「JR 東日本」という。) が、JR 東日本から選定し、選任する。

3 ステアリングコミッティ副委員長、ステアリングコミッティ委員はステアリングコミッティ委員長が選任する。

(職務)

第5条 ステアリングコミッティ委員長は、本コンソーシアムを代表し、事業を統轄する。

2 ステアリングコミッティ副委員長は、ステアリングコミッティ委員長の補佐を行う。

3 ステアリングコミッティメンバーは、第7条第2項に定める事項について決議する。

(任期)

第6条 ステアリングコミッティメンバーの任期は、選任後1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後、新たな者が選任されるまでは引き続きその職務を行う。

2 ステアリングコミッティメンバーに辞任すべき事由が生じた場合は、ステアリングコミッティ委員長は事務局長に、ステアリングコミッティ委員はステアリングコミッティ委員長に、それぞれ届け出るものとし、その日付をもってその役職を辞任するものとする。

(開催、決議)

第7条 ステアリングコミッティは、四半期に一度程度、ステアリングコミッティ委員長が招集し、ステアリングコミッティ委員長がその議長となる。

2 ステアリングコミッティメンバーは、ステアリングコミッティにおいて、本コンソーシアムの事業計画・事業報告に関する事項、ワーキンググループ（以下「WG」という。）の設置・解散、会員からの提案に関する事項、ステアリングコミッティメンバーで決議するものとして本規約で定める事項、その他の本コンソーシアムの運営に関する重要な事項を決議する。

3 ステアリングコミッティは、ステアリングコミッティメンバーの過半数の出席をもって成立する。なお、やむを得ない理由のためステアリングコミッティメンバーが出席できない場合は、委任状により表決を委任した代理人を出席させ、または委任状の提出により表決を委任することができるものとし、当該ステアリングコミッティメンバーが出席したものとみなす。

4 ステアリングコミッティメンバーによる決議は、ステアリングコミッティに出席するステアリングコミッティメンバーの過半数をもって行うものとし、可否同数のときは、ステアリングコミッティ委員長の決するところとする。

5 前項によらず、ステアリングコミッティメンバーは、ステアリングコミッティ委員長の提案により、書面または電子メールにより、第2項に定める事項について決議することができるものとする。この場合、ステアリングコミッティ委員長はステアリングコミッティメンバーに対し、決議事項等の必要な事項をあらかじめ書面または電子メールで通知するものとし、ステアリングコミッティメンバーの過半数が書面の返送または電子メールの返信を

もって同意したときは、当該決議事項を可決する旨のステアリングコミッティにおける決議があったものとみなす。なお、可否同数のときは、ステアリングコミッティ委員長の決するところとする。

6 ステアリングコミッティの招集が困難な場合であって、かつ急ぎ決定する必要がある事項がある場合はステアリングコミッティ委員長が決定できるものとし、ステアリングコミッティ委員長は事後速やかに他のステアリングコミッティメンバーに報告する。

第3章 会員

(資格)

第8条 本コンソーシアムに入会できる者は、第2条に定める目的に賛同し、移動×空間価値の向上をめざし、実証活動等を通じて Well-being な社会の実現に向けて推進する意思のある企業、団体等とし、原則として個人は入会できないものとする。

(会員構成)

第9条 会員は、運営会員及び一般会員で構成され、会員のうち国内外の企業である会員を企業会員、大学、研究機関等である会員を学会員、行政、地方自治体、非営利団体等である会員を公的会員という。

2 運営会員は、第3条第4号に定める実証実験（以下「実証実験」という。）に参加する権利を有するとともに、本コンソーシアムから情報及び資料の提供等の便益を受けることができる。

3 一般会員は、ステアリングコミッティが別途定める勉強会及び会議等（以下「会議等」という。）への参加を通して、本コンソーシアムから情報及び資料の提供等の便益を受けることができる。なお、一般会員は実証実験に参加する権利を有しない。

4 会員は、本コンソーシアムの事業活動について、ステアリングコミッティに対して要望を提案することができる。

(会員の義務)

第10条 会員は本規約及びステアリングコミッティにおいて決議された事項を遵守しなければならない。

(入会)

第11条 本コンソーシアムへの入会を希望する者は、本コンソーシアムのホームページから入会の申込みを行うものとする。

2 前項の入会の申込みがステアリングコミッティにおける決議により承認され、第23条に定める会費を納入することにより本コンソーシアムへの入会を希望する者は会員となる。

但し、ステアリングコミッティ委員長が承認することにより、ステアリングコミッティにおいて決議されるまでの間、本コンソーシアムへの入会を希望する者が会議等へ出席し又は会議等を傍聴することを認めることができるものとする。

(アセット)

第 12 条 運営会員は、実証実験に参加するにあたり、自身が提供できるアセットを明確化するとともに役割に応じて提供するものとする。

2 アセットとは、運営会員の有する製品やサービス（試作品や試行中のサービスを含む）、技術的知見、ビジネスアイデアその他の実証実験に供出し新規性に貢献するものをいう。

(幹事)

第 13 条 実証実験を主導する運営会員を幹事といい、実証実験の運営に関する契約や会議及び実証実験の成果物の取りまとめを担うものとする。

(退会・資格喪失)

第 14 条 退会を希望する会員は、退会する旨をステアリングコミッティ委員長に通知することで退会することができる。

2 会員が会費を納入せず、督促後なお会費を納入しない場合は、当該前年度末をもって当該会員は退会したものとみなす。

3 会員たる企業、団体等が解散した場合は、当該日をもって当該会員は退会したものとみなす。

4 会員が本規約を遵守しないとき、本コンソーシアムの名誉を棄損する行為をしたときまたは次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該会員は会員の資格を喪失するものとする。

(1) 会員は自己（役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。以下、本項において同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、以下同じ）、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（総称して以下「反社会的勢力」という。）であるとき。

(2) 会員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力を利用するなどしているとき。

(3) 会員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 会員が、反社会的勢力であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を

有しているとき。

5 ステアリングコミッティは、会員として不適格と認めた場合は、当該会員を退会させることができる。

第4章 活動

(総会)

第15条 本コンソーシアムは、原則として年1回、事業計画及び事業報告等を会員へ報告する総会を開催する。

2 総会はステアリングコミッティ委員長が招集し、その議長となる。

(実証実験)

第16条 運営会員及び事務局は、実証実験のテーマをステアリングコミッティに提案することができる。

2 運営会員がテーマを提案した実証実験は、原則としてテーマを提案した会員が幹事となり、事務局がテーマを提案した実証実験は、幹事になることを希望する運営会員の中から事務局が選定した運営会員が幹事となり、WGを立ち上げ、次項の定めに従い実証実験を主導するものとする。

3 幹事は、原則として以下の各号に定める順序により実証実験を進めるものとする。

- (1) 実証実験に参加する運営会員（以下「参加会員」という。）の決定
- (2) 秘密保持契約の締結
- (3) ステアリングコミッティの決議による承認
- (4) 実証実験の概要の確定
- (5) 実証実験の運営等に関する契約の締結
- (6) 実証実験の準備及び実施
- (7) ステアリングコミッティへの実証実験の成果の報告

4 幹事及び参加会員は事務局の管理のもと実証実験や調査、提言を行う。

5 WGにおいて、参加会員からの提案があり、幹事、他の参加会員及び事務局によって必要性が認められれば、本コンソーシアムの会員でない企業・団体等を、提案した幹事、参加会員、JR 東日本のいずれかの管理のもと実証実験に参加させることができるものとする。ただし当該企業・団体等が参加できるのは、その参加が認められた実証実験のみとし、当該実証実験以外の総会、ステアリングコミッティ、会議等には原則参加できないものとする。なお、当該企業・団体等に対しては、幹事、参加会員、JR 東日本との間で別途締結する秘密保持契約において、当該企業・団体及びこれを管理する主体を明示したうえで当該秘密保持契約と同等の義務を負わせるものとする。

(テーマ勉強会)

第 17 条 本コンソーシアムは四半期に一度程度、本コンソーシアムの目的を達成するために必要と考えられる技術等を対象にテーマ勉強会を開催する。

2 テーマ勉強会は事務局が運営を行う。

3 テーマ勉強会は全ての会員が参加する資格を有するが、運営の都合上、出席人数を制限する場合がある。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 18 条 本コンソーシアムに、その事務を行わせるため、事務局を置く。

2 事務局に、所要の事務局員を置くものとし、事務局員は JR 東日本が選定した者により構成される。

3 事務局員は、本コンソーシアムの活動全般の運営及び実証実験の支援を行う。

(事務局長)

第 19 条 事務局に、事務局員を統轄する者として事務局長を置くものとし、必要に応じてステアリングコミッティ委員長の職務を代行する。

第 6 章 情報の取扱い

(情報の伝達・個人情報の保護)

第 20 条 本コンソーシアムは各種伝達手段により、会員へ本コンソーシアムの活動状況を伝達する。

2 本コンソーシアムは、業務上知り得た「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」（以下「個人情報保護法」という。）に定める個人情報の保護に万全を期するものとする。

3 会員は、本コンソーシアムの活動に関連して、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及びこれに関連する命令、規則、ガイドライン等並びに本規約の定めを遵守し、第三者への開示若しくは漏洩、盗用、改ざん、又は本コンソーシアムの目的以外の目的での利用をしてはならないものとする。

(秘密保持)

第 21 条 会員は、本コンソーシアムにおける活動の過程で知り得たステアリングコミッティ、他の会員又は本コンソーシアムに関連する情報（以下「秘密情報」という。）について厳に機密として取り扱い、秘密情報のうち他の会員に関連する情報は他の会員の書面によ

る事前の同意、ステアリングコミッティ又は本コンソーシアムに関連する情報はステアリングコミッティの書面による事前の同意が無い限り、第2条に定める目的以外及び第3条に定める本コンソーシアムの事業以外に利用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。

2 次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報とはならないものとする。

(1) 知得の時点で公知のもの

(2) 知得の後に、秘密情報を受領した会員の責めに帰せざる事由により公知となったもの

(3) 知得の時点で秘密情報を受領した会員が既に保有していたもの

(4) 秘密情報によらず秘密情報を受領した会員が独自に開発したもの

(5) 第三者から秘密保持義務を負うことなく秘密情報を受領した会員が適法に入手したもの

3 第1項の定めにかかわらず、秘密情報を受領した会員は、法令の規定、裁判所その他公的機関からの強制力のある命令に従い開示が必要とされた情報については、可能な限りステアリングコミッティに事前に通知した上で、開示が必要とされた範囲において当該秘密情報を開示することができる。但し、緊急又はやむを得ない場合については、事後速やかにステアリングコミッティに通知するものとする。

4 本コンソーシアムが解散した場合、会員が本コンソーシアムを退会した場合、又は秘密情報を開示した者から請求があった場合、秘密情報を受領した会員は、速やかに秘密情報を返却又は自己の責任で消去若しくは廃棄するものとする。但し、法令又は監督官庁その他の公的機関の規則、命令、ガイドライン等により本コンソーシアムに関する記録を保存することが求められている場合には、本規約に定める秘密保持義務を負うことを条件として秘密情報を保持することができるものとする。

第7章 運営

(運営年度)

第22条 本コンソーシアムの運営年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第23条 会費の請求・管理など会費に係る事務については、事務局が行う。

2 会員は運営年度毎に別表に定める会費を、事務局が別途指定する方法により本コンソーシアムに納入するものとする。

3 会員となった日が運営年度の途中であっても会費の月割り計算は行わず、運営年度の途中で退会する等した場合であっても既に納入した会費は返還しない。

(運営計画)

第 24 条 事務局にて運営年度ごとに本コンソーシアムの運営計画を作成するものとし、毎運営年度開始の日から 4 カ月以内にステアリングコミッティにおける決議により承認を受けなければならない。

2 事務局は、前項の規定によりステアリングコミッティの承認を受けた運営計画を変更する場合は、ステアリングコミッティにおける決議により承認を受けなければならない。

(活動報告)

第 25 条 本コンソーシアム及び会員が外部に本コンソーシアムの活動を報告する場合は、ステアリングコミッティにおける決議により承認を受けなければならない。

第 8 章 その他

(規約の改正)

第 26 条 本規約は、ステアリングコミッティにおける決議により改正することができる。

(解散)

第 27 条 本コンソーシアムはステアリングコミッティにおける決議により解散することができる。

2 前項の定めに従い本コンソーシアムを解散する場合、残余財産はステアリングコミッティにおける決議に従い処分する。

(実施細則)

第 28 条 本規約の実施に際して必要な事項は、ステアリングコミッティにおける決議を経てステアリングコミッティ委員長が別に定める。

附則

1 本規約は、2025 年 6 月 4 日から施行する。

(別表)

WaaS 共創コンソーシアム年会費一覧

会費は下表のとおりとする。

会員区分	会員種別	年会費（税抜）
運営会員	企業会員	400,000 円
	学会会員・公的会員	無償
一般会員	企業会員	100,000 円
	学会会員・公的会員	無償

※運営年度内に一般会員から運営会員に変更する場合は差額を追加徴収する。